

地下水協議会等を設置している地方公共団体数（令和5年10月時点）

種類	都道府県	政令市	市区町村 (政令市を除く)	計
(1) 地下水協議会	6	1	35	42
(2) 自治体の諮問等機関	4	1	59	64
(3) 流域水循環協議会	7	1	72	80
(4) 地下水利用対策協議会	7	3	91	101
(5) 地盤沈下関係	4	0	4	8

※ 一つの地方公共団体でも複数の地下水協議会等を設置している場合がある。

※ 一つの目的に対して複数の地下水協議会等を設置している地方公共団体がある。